R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$U_{14} = 1.000$

$U_{15} = 1.065$

$U_{16} = 1.065$

$U_{17} = 0.903$

$U_{18} = 0.871$

$U_{19} = 1.032$

$U_{20} = 1.032$

$U_{21} = 1.045$

$U_{22} = 1.048$

$U_{23} = 1.016$

$U_{24} = 0.790$

$U_{25} = 0.790$

$U_{26} = 0.097$

$U_{27} = 0.048$

$U_{28} = 0.0371$

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{14} = 1.000$

$W_{15} = 1.065$

R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$U_{14} = 1.000$

$U_{15} = 1.065$

$U_{16} = 1.081$

$U_{17} = 0.903$

$U_{18} = 1.048$

$U_{19} = 1.048$

$U_{20} = 1.032$

$U_{21} = 1.055$

$U_{22} = 1.048$

$U_{23} = 0.839$

$U_{24} = 0.806$

$U_{25} = 0.129$

$U_{26} = 0.097$

$U_{27} = 0.048$

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{14} = 1.000$

$W_{15} = 1.065$